

宮崎県立学校施設個別施設計画  
(宮崎県立学校施設長寿命化計画)

令和 2 年 11 月  
令和 8 年 3 月改訂

宮崎県教育委員会

## 目次

1	宮崎県立学校施設の長寿命化計画の背景・目的等	3
(1)	背景	3
(2)	目的	3
(3)	計画の位置付け	3
(4)	計画期間	4
(5)	対象施設	4
2	学校施設の目指すべき姿	4
3	学校施設の実態	5
(1)	学校施設の運営状況・活用状況等の実態	5
ア	対象施設一覧	
イ	児童生徒数の推移	
ウ	学校施設の配置状況	
エ	施設関連経費の推移	
オ	県立学校施設の保有量	
カ	今後の維持・更新コスト（従来型）	
(2)	学校施設の老朽化状況の実態	13
ア	構造躯体の健全性の評価及び構造躯体以外の劣化状況等の評価	
イ	今後の維持・更新コスト（長寿命化型）	
4	学校施設整備の基本的な方針等	16
(1)	学校施設の規模・配置計画等の方針	16
ア	学校施設の長寿命化計画の基本方針	
イ	学校施設の規模・配置計画等の方針	
(2)	改修等の基本的な方針	18
ア	長寿命化の方針	
イ	目標使用年数・改修周期の設定	
5	基本的な方針等を踏まえた施設整備の水準等	20
(1)	改修等の整備水準	20
(2)	維持管理の項目・手法等	20
6	長寿命化の実施計画	21
(1)	改修の優先順位付けと実施計画	21
(2)	長寿命化のコストの見通し・長寿命化の効果	21
7	長寿命化計画の継続的運用方針	22
(1)	情報基盤の整備と活用	22
(2)	推進体制等の整備	22
(3)	今後の課題	22
(4)	フォローアップ	23

## 1 宮崎県立学校施設の長寿命化計画の背景・目的等

### (1) 背景

本県の県立学校施設は、児童生徒数の増加等に対応するため、昭和30年代後半から昭和63年頃までの間に多く（床面積比約74%）建設されていますが、このうち最も新しい昭和63年建設の校舎等も既に築後34年が経過しています。

本県では、阪神・淡路大震災を教訓に、校舎等の耐震補強工事を最優先事項として実施（平成10～25年度）し、多くの校舎等で、耐震補強と同時に外壁改修等の老朽化対策を実施しました。一方で、診断の結果、補強不要と判定された校舎等や、耐震診断対象外の校舎等（昭和56年6月以降着工）には、老朽化対策が実施されていない建物も多くあり、老朽化が目立つようになっていきます。

今後、多くの校舎等が一斉に建て替え時期を迎えるとともに、老朽化対策も同時に進める必要があることから、巨額の整備費用が必要となりますが、県の厳しい財政の状況を踏まえると、施設整備にかかるトータルコストを抑制することが求められています。

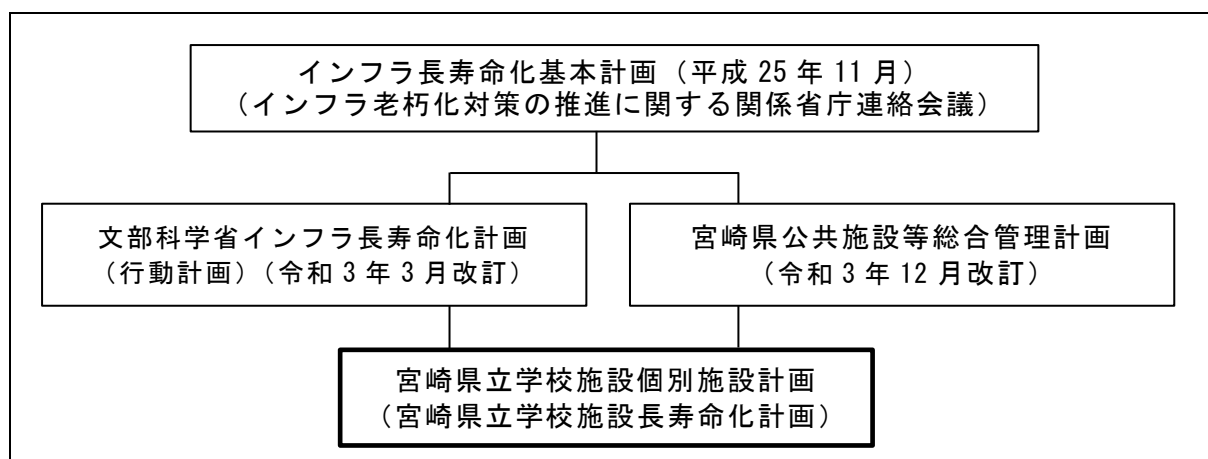
### (2) 目的

施設の老朽化の状況を早い段階で把握し、予防保全措置による長寿命化対策を講じることにより、更新費用の抑制や、中長期的なコスト縮減、財政負担の平準化を図るとともに、学校施設の機能確保を図ることを目的とします。

### (3) 計画の位置付け

この計画は、「宮崎県公共施設等総合管理計画」（令和3年12月改訂）に基づき、県立学校の総合的・計画的な管理を進めるための具体的な取組を示すことを目的として定めるものです。

また、文部科学省が平成27(2015)年3月に策定（令和3(2021)年3月改訂）した「文部科学省インフラ長寿命化計画（行動計画）」における「公立学校施設に係る個別施設計画」に該当するものです。



#### (4) 計画期間

令和 8 (2026) 年度から令和 17 (2035) 年度までの 10 年間とします。

なお、今後の「宮崎県公共施設等総合管理計画」、「宮崎県立高等学校教育整備基本方針」、「宮崎県立特別支援学校教育整備方針」の改定等への対応のほか、施設の老朽化の実態等を反映させ、適切な長寿命化を行うため、必要に応じて見直しを行うものとします。

#### (5) 対象施設

宮崎県教育委員会が所管する中学校 2 校、中等教育学校 1 校、高等学校 36 校、特別支援学校 12 校 1 分校及び地区生徒寮 6 寮を対象とします。

## 2 学校施設の目指すべき姿

「宮崎県教育振興基本計画」(令和 5 年策定)では、計画のスローガン「未来を切り拓く 心豊かでたくましい 宮崎の人づくり」の推進に向け、次の 7 つの「基本目標」を設定し、各施策の推進を図ることとしています。

- ① 多様性を認め合い、一人一人を大切にする教育の推進
- ② 次代へ向けて学び続ける子供たちを育む教育の推進
- ③ ふるさとへの誇りと愛着を持ち、世界を視野に活躍する人材の育成
- ④ スポーツを生かした「未来のみやざき」づくりの推進
- ⑤ 生涯を通じて学び、文化に親しむ社会づくりの推進
- ⑥ 学校業務の改善と教職員の資質能力の向上
- ⑦ 教育効果を高める体制や環境の整備・充実

これら 7 つの基本目標を支える 19 の施策の一つである「安全・安心な教育環境の整備・充実」に関して、「子供たちが安全な環境の中で安心して教育を受けられるよう、学校等の施設・設備の整備・充実を図る」ため、次の取組を行うこととしています。

#### 取組 1 老朽化(長寿命化)対策の推進

- 県立学校等の施設・設備について、その性能を維持し将来にわたり安全・安心な環境を確保するため、計画的な維持保全による老朽化(長寿命化)対策を推進します。

#### 取組 2 非構造部材の耐震対策の推進

- 県立学校の建物の耐震化、体育館や武道場などの広い空間にある天井や照明等の落下防止対策は完了しているものの、非構造部材の耐震対策については、引き続き取り組む必要があることから、安全点検を継続的・計画

的に実施し、一層の推進に努めます。

### 取組3 県立学校施設の感染症対策や防災機能の向上

- 学校は、子どもたちの学習・生活の場であるとともに、台風や地震、火山の噴火など自然災害時に地域住民の避難場所としての役割も果たすことから、学校施設としての機能向上を図りつつ、バリアフリーなど衛生環境の整備と防災機能の向上に努めます。

## 3 学校施設の実態

### (1) 学校施設の運営状況・活用状況等の実態

#### ア 対象施設一覧

対象施設は表1-1～3のとおりです。

表1-1

(令和7年5月1日現在)

中 学 校	名 称	生徒数			学級数			
	宮崎西高校附属中	240			6			
	都城泉ヶ丘高校附属中	120			3			
	中学校計	360			9			
高 等 学 校	名 称	生徒数			学級数			
		全日制	定時制	通信制	全日制	定時制	通信制	
		宮崎大宮	1,062	0	0	27	0	0
		宮崎東	0	238	796	0	16	—
		宮崎工業	820	56	0	21	12	0
		宮崎商業	771	0	0	21	0	0
		宮崎農業	535	0	0	15	0	0
		宮崎南	1,059	0	0	29	0	0
		宮崎海洋	192	0	0	9	0	0
		宮崎西	1,093	0	0	27	0	0
		宮崎北	945	0	0	24	0	0
		佐土原	704	0	0	18	0	0
		本庄	277	0	0	16	0	0
		日南	343	0	0	12	0	0
		日南振徳	442	0	0	18	0	0
		福島	186	0	0	9	0	0
		都城泉ヶ丘	851	65	0	21	8	0
		都城農業	611	0	0	15	0	0
		都城商業	480	0	0	12	0	0
		都城工業	690	0	0	18	0	0
	都城西	597	0	0	19	0	0	

高城	231	0	0	9	0	0
小林	414	0	0	15	0	0
小林秀峰	543	0	0	18	0	0
飯野	214	0	0	9	0	0
妻	595	0	0	22	0	0
高鍋	556	0	0	19	0	0
高鍋農業	231	0	0	12	0	0
延岡	723	0	0	18	0	0
延岡青朋	0	122	317	0	11	—
延岡工業	706	0	0	18	0	0
延岡商業	483	0	0	13	0	0
延岡星雲	497	0	0	15	0	0
富島	556	41	0	15	4	0
日向工業	277	0	0	9	0	0
日向	552	0	0	16	0	0
門川	289	0	0	12	0	0
高千穂	268	0	0	12	0	0
高等学校計	18,884	351	317	562	51	0
中等 教育 学校	名 称	生徒数		学級数		
	五ヶ瀬（前期）	116		3		
	五ヶ瀬（後期）	98		3		
中等教育学校計	214			6		

表 1 - 2

(令和 7 年 5 月 1 日現在)

名 称	生徒数				学級数			
	幼稚	小学	中学	高等	幼稚	小学	中学	高等
明星視覚	0	6	3	8	0	4	2	7
都城さくら聴覚	13	16	8	5	3	7	4	3
みやざき中央	—	94	68	114	—	25	17	20
赤江まつばら	—	5	9	2	—	4	4	1
みなみのかぜ	—	95	55	70	—	26	14	17
日南くろしお	—	30	31	35	—	10	8	8
都城きりしま	—	68	58	109	—	20	13	22
小林こすもす	—	42	26	24	—	11	8	5
日向ひまわり	—	27	10	27	—	10	5	9
児湯るびなす	—	38	19	27	—	11	5	6
清武せいりゅう	—	19	21	16	—	7	9	6
延岡しろやま	3	48	42	79	3	16	16	20
延岡しろやま高千穂校	—	0	0	1	—	0	0	1
特別支援学校計	16	488	350	527	6	151	105	125

表 1 - 3 (令和 7 年 5 月 1 日現在)

	名 称	寮生数
地区 生徒 寮	宮崎海洋	29
	西都	17
	延岡第一	74
	延岡第二	25
	日向	42
	高千穂	44
地区生徒寮計		231

イ 児童生徒数の推移

本県の中学校卒業生数は、図 1 のとおり平成元年の中学校卒業生数である約 2 万人と比べて、約 50% にまで減少しています。今後も緩やかな減少傾向が続き、令和 8 年には約 1 万人となり、令和 12 年以降は、これまでの見通しより減少幅が大きくなることが予測されます。

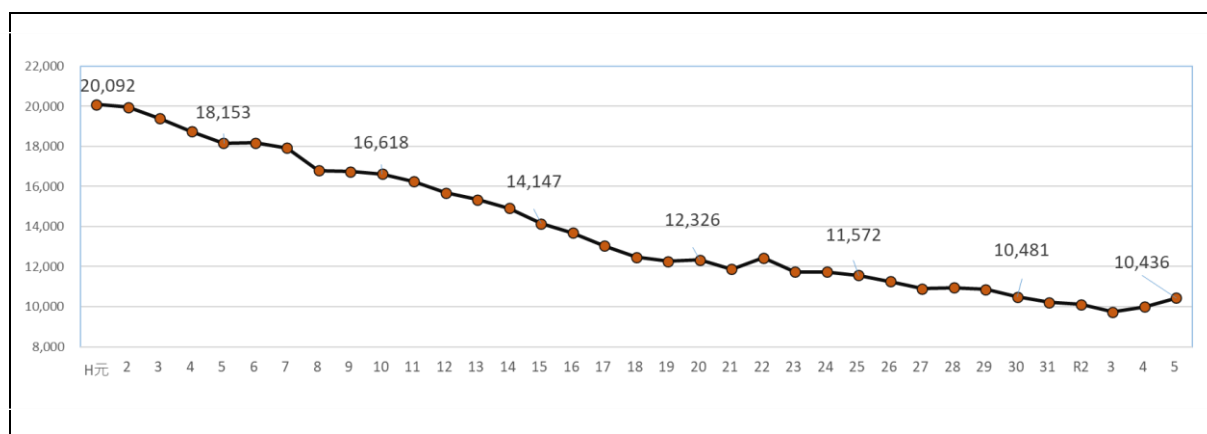


図 1 県内中学校卒業生の推移

「宮崎県立高等学校教育整備基本方針」

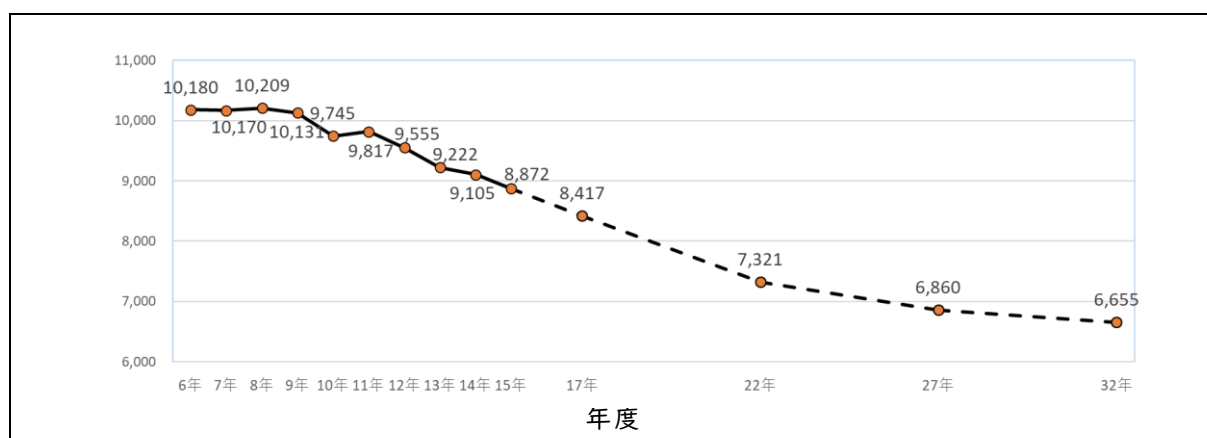


図 2 今後の県内中学校卒業生数の推移

「宮崎県立高等学校教育整備基本方針」

特別支援学校の在籍者数は、とりわけ知的障がい特別支援学校において、少子化の中にあっても増加傾向にあります。教室不足への対応等、更なる教育環境の充実が求められています。

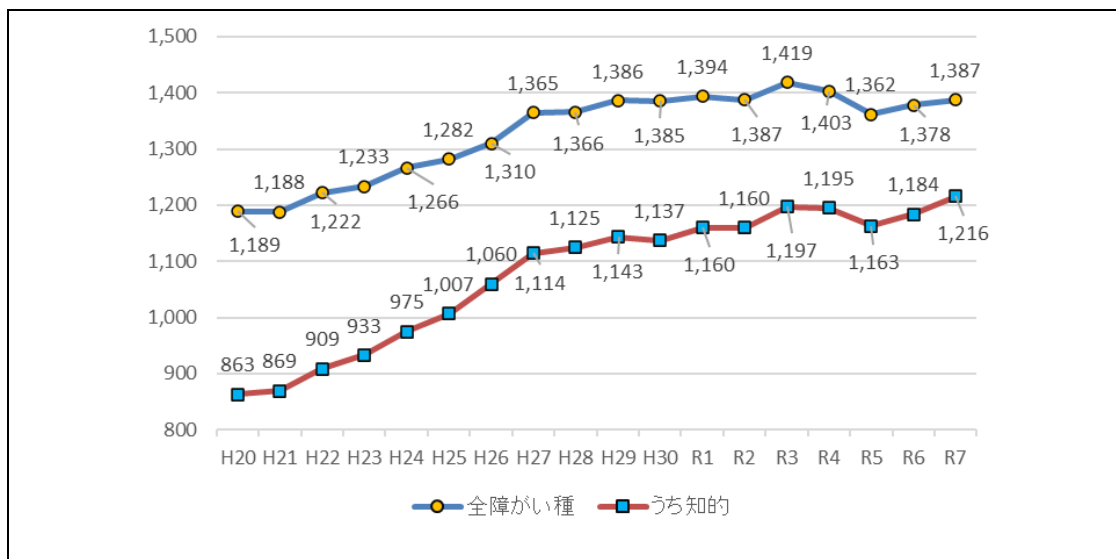
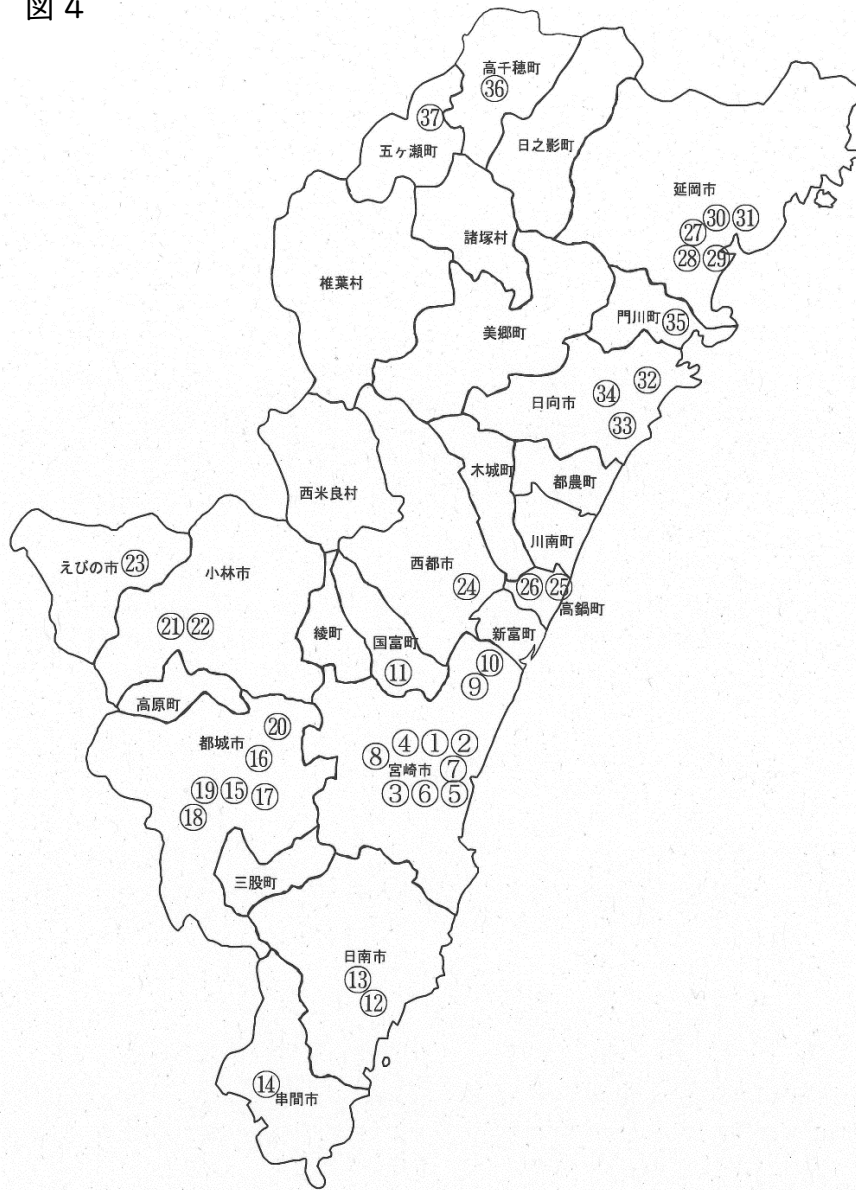


図3 特別支援学校在籍者数

ウ 学校施設の配置状況

県立中学校、高等学校及び中等教育学校の配置状況は図4のとおりです。

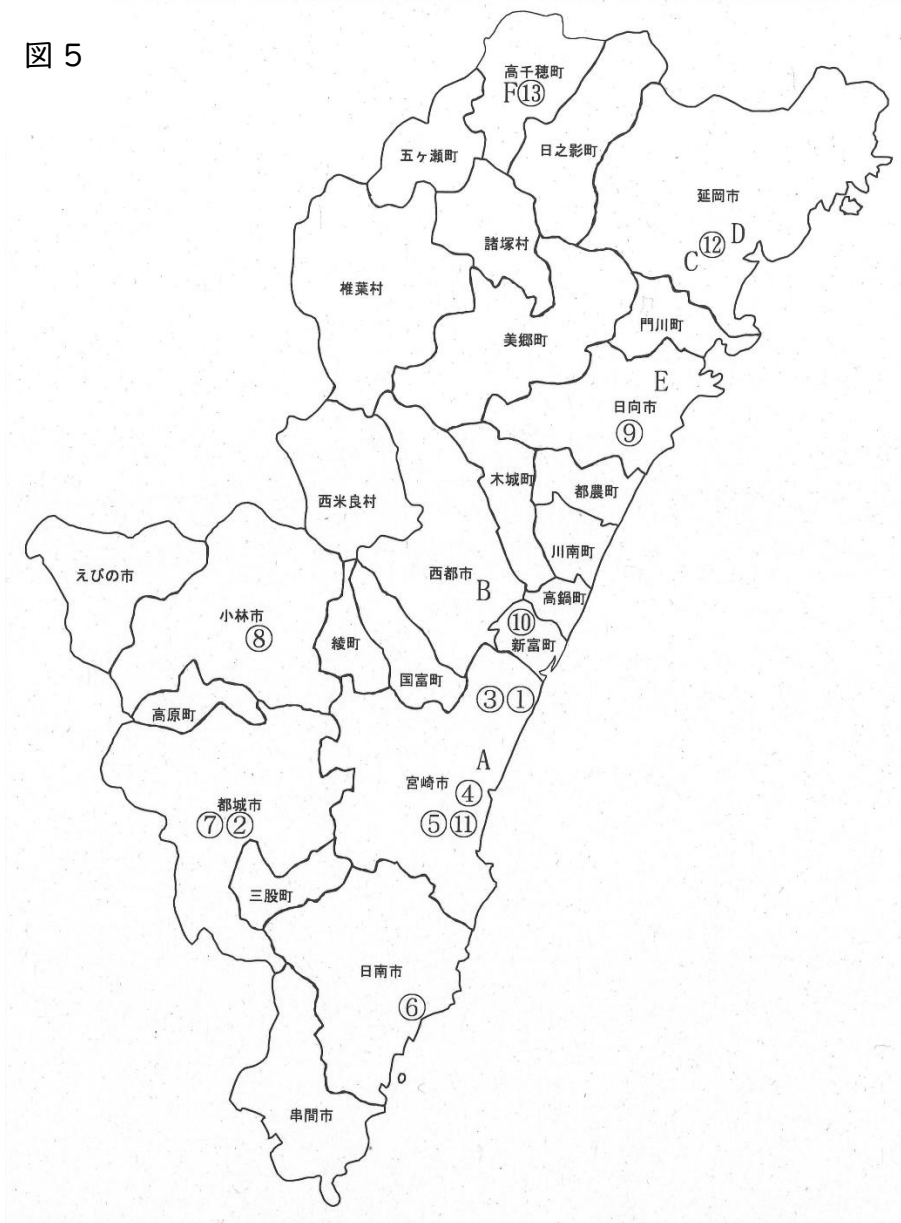
図4



1	宮崎大宮	9	宮崎北	17	都城商業	26	高鍋農業	35	門川
2	宮崎東	10	佐土原	18	都城工業	27	延岡	36	高千穂
3	宮崎工業	11	本庄	19	都城西	28	延岡青朋	37	五ヶ瀬中等
4	宮崎商業	12	日南	20	高城	29	延岡工業		
5	宮崎農業	13	日南振徳	21	小林	30	延岡商業		
6	宮崎南	14	福島	22	小林秀峰	31	延岡星雲		
7	宮崎海洋	15	都城泉ヶ丘	23	飯野	32	富島		
8	宮崎西		同 附属中	24	妻	33	日向工業		
	同 附属中	16	都城農業	25	高鍋	34	日向		

県立特別支援学校及び地区生徒寮の配置状況は図5のとおりです。

図5



+

1	明星視覚	5	みなみのかぜ	9	日向ひまわり	13	延岡しろやま 高千穂校
2	都城さくら聴	6	日南くろしお	10	児湯るびなす		
3	覚	7	都城きりしま	11	清武せいりゅう		
4	みやざき中央 赤江まつばら	8	小林こすもす	12	延岡しろやま		
A	宮崎海洋	C	延岡第一	E	日向		
B	西都	D	延岡第二	F	高千穂		

## エ 施設関連経費の推移

過去5年間の校舎等保全関連予算の推移（表2）を見ると、既存校舎等の老朽化対策や日常的な修繕に充てる予算は、増加傾向にあります。しかし、築後30年を超えた校舎等が多数ある（表3、図6）中で、近年の労務単価や資材単価の高騰の影響により、外壁改修や屋根防水など、校舎等の長寿命化に不可欠な改修を長期間実施できていない校舎等もあり、長寿命化のために必要な予算が不足しているのが現状です。

表2 既存校舎等保全関連予算の推移 (千円)

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	5年平均
修繕費*1	154,349	304,349	304,349	304,014	374,014	288,215
老朽化対策費*2	763,031	989,529	1,151,228	1,030,373	1,869,468	1,160,726
計	917,380	1,293,878	1,455,577	1,334,387	2,243,482	1,448,941

\*1：日常的に発生する校舎等や設備等の不具合の修繕費

\*2：既設校舎等の外壁改修や屋根防水改修費等

## オ 県立学校施設の保有量

県立学校の校舎等の保有量は、令和7年3月31日現在、1633棟、609,188.80㎡です。（表3、図6）

このうち、昭和56（1981）年5月31日以前に着工した旧耐震基準適用建築物が約60%を占めています。（図6）

旧耐震基準適用建築物のうち、建築基準法により構造計算によって安全性を確かめる必要がある、「木造以外で階数2以上又は延べ面積が200㎡を超えるもの」は、全棟耐震診断を行い、「補強が必要」と判定されたものについては、平成25年度までに耐震補強工事と、校舎等の劣化状況を考慮し、多くの校舎等で外壁改修等を同時に行いました。

校舎等のうち、老朽化が進むとされる築後30年を超えるものが床面積比で約82.4%あり（表3、図6）、このうち、「補強不要」と判定されたものや、現行耐震基準で建設された校舎等の多くは、補強が必要な校舎等の耐震補強を優先して、改修が先送りされたため、老朽化が進んでいます。

表3 県立学校施設の保有量 (公有財産台帳/令和7年3月31日現在)

	全数(a)		(a)のうち築後30年超			
	棟数 (b)	床面積(㎡) (c)	棟数 (d)	比率 (d/b)	床面積(㎡) (e)	比率 (e/c)
高等学校及び附属中学校	1,355	503,563.29	941	69.4	417,470.12	82.9
中等教育学校	30	16,236.18	20	66.7	15,937.92	98.2
特別支援学校	214	81,223.67	122	57.0	62,793.49	77.3
地区生徒寮	34	8,165.66	20	58.8	5,535.00	67.8
合計	1,633	609,188.80	1103	67.5	501,736.53	82.4

※ 端数処理の関係で、内訳と合計が一致しない場合がある

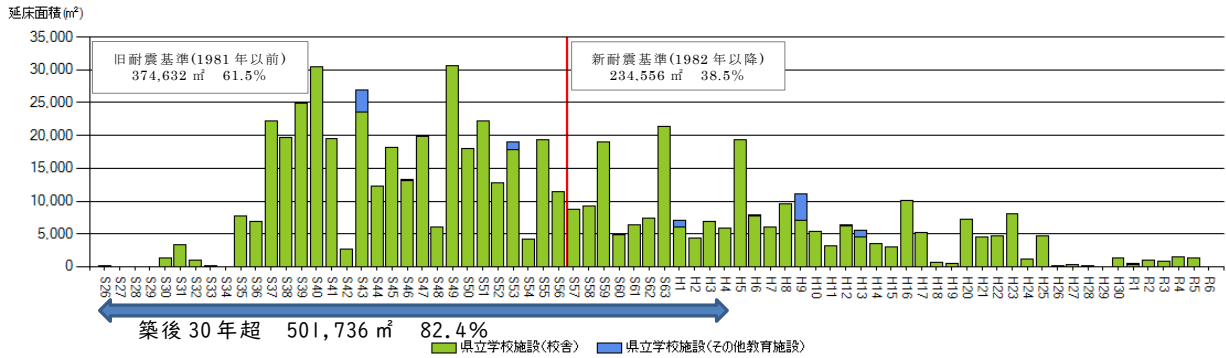


図6 県立学校施設の建設年度別保有面積

カ 今後の維持・更新コスト（従来型）

各校舎等を、文部科学省が定める「補助事業等により取得した財産の処分制限期間」経過後に、現有面積と同一規模で建て替える場合の費用等を今後40年間及び直近10年間でみると表4及び図7のとおりです。

10年間の費用は、老朽化対策費予算の平均11.6億円／年の10年分の約8倍となるほか、今後10年間で既存校舎等棟数の6割強を建て替えることとなります。

こうしたことから、建て替え中心の整備実施は困難と考えられます。

表4 処分制限期間到達で建て替える場合の費用等

単位：億円

	建て替え		改修	合計
	対象棟数	費用	費用 *1	
今後40年間	1,612	1,576	464	2,040
直近10年間	995 *2	879	116	995

\*1 直近5年間の老朽化対策費予算の平均11.6億円／年に年数を乗じて算出

\*2 令和7年度末時点で処分制限期間年数に到達している校舎等=687棟

※ 金額は概算であり、予算が確定されるものではない

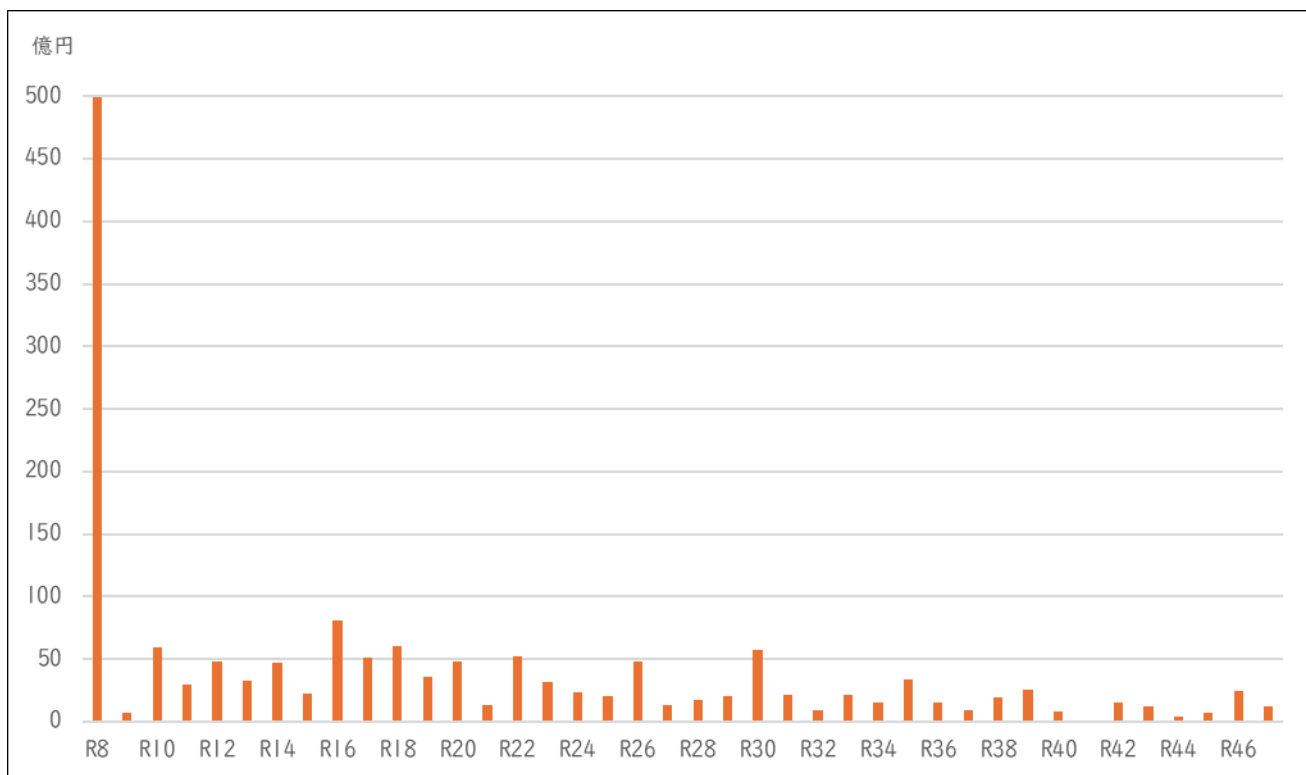


図7 文部科学省補助事業処分制限期間経過で建て替える場合の改築費用

文部科学省補助事業等により取得した財産の処分制限期間			
平成12年度以前の補助事業等により取得した財産（昭和60年文部省告示第28号）			
鉄筋コンクリート（RC）	60年	ブロック（CB）	45年
鉄骨（S）	40年	木（W）	24年

## （2） 学校施設の老朽化状況の実態

### ア 構造躯体の健全性の評価及び構造躯体以外の劣化状況等の評価

#### （ア） 構造躯体の健全性の評価

校舎等のうち、鉄筋コンクリート造で床面積が200㎡を超えるか階数が2以上のもの298棟（使用中のもの）については、耐震診断（平成10～25年度）の際、コンクリートの中性化調査\*1を行っています。診断時点で既に中性化の進行が見られた校舎等もありました。診断から年数が経過しているため、診断を行っていない鉄筋コンクリート造の校舎等（昭和56年6月以降に着工）159棟も含めて、コンクリートの中性化の進行が懸念されるため、適切な保全対策が必要です。

#### \*1 コンクリートの中性化

鉄筋コンクリート構造物に用いるコンクリートは、新築当時は強アルカリ性であるため、コンクリート内部の鉄筋は腐食しません。しかしながら、コンクリートは、長期間にわたり大気中の炭酸ガス等と接触することで、アルカリ性が弱まり中性化が進行します。中性化深さが鉄筋位置に達すると防錆機能が失

われて鉄筋が腐食し、構造物の劣化につながります。このことから、コンクリートの中酸化深さは、鉄筋コンクリート構造物の耐久性を評価する一つの指標として用いられています。

(イ) 構造躯体以外を含めた総合的な劣化状況等の評価

「劣化状況等調査」の対象となる建物（管理部門のある棟や屋内運動場などの主要な校舎等）について、調査結果に基づき、総合劣化度を用いて評価します。

総合劣化度は、建物を構成する部位ごとの劣化状況及び経過年数をもとにした建物の状態をあらわす指標で、劣化が進んでいるほど数値は大きくなります。

なお、「劣化状況等調査」における点検調査対象部位は次のとおりです。

建築物等	建築設備
敷地及び地盤	換気設備
建築物の外部	排煙設備
屋上及び屋根	非常用照明設備
建築物の内部	自家用発電装置
避難施設等	給排水設備
その他	昇降機、エレベーター
	照明設備
	電気配線
	受変電設備
	分電盤・制御盤
	弱電設備（テレビ共聴設備、電話交換設備等）
	消防用設備等
	タンク（消火用、給湯用等）
	オイルタンク
	油配管、ガス配管等
	空調設備、換気設備（任意設置）
	温熱源機器
	浄化槽

(ウ) 総合劣化度の判定結果

劣化状況等調査の対象となる建物の総合劣化度判定したところ、約38%の建物が「B：軽微な改善を要する。又は、引き続き観察を続ける。」となっています。

また、「C：劣化の度合いはそれほど高くないが、補修・改善等を要する。」及び「D：劣化の度合いが高く、補修・改善等を要する。」の建物

が約 40%あり、今後、早急に対策を実施する必要があります。

表 5 校舎等の総合劣化度の判定結果

判定区分	A	B	C	D
棟数比(%)	21.8	38.3	39.5	0.5

※ 端数処理の関係で、内訳と合計が一致しない場合がある

表 6 劣化状況による判定区分

総合劣化度	基準	判定区分
$0 \leq \text{総合劣化度} < 25$	良好である。	A
$25 \leq \text{総合劣化度} < 50$	軽微な改善を要する。又は、引き続き観察を続ける。	B
$50 \leq \text{総合劣化度} < 75$	劣化の度合いはそれほど高くないが、補修・改善等を要する。(BとDの間)	C
$75 \leq \text{総合劣化度} \leq 100$	劣化の度合いが高く、補修・改善等を要する。	D

イ 今後の維持・更新コスト（長寿命化型）

築 80 年を目標使用年数とし、部位ごとの改修周期に従って適切に改修を実施して長寿命化を図ることで、建て替え対象棟数が減少し、表 7 のとおり今後 40 年間の維持・更新コストが縮減されるものと試算されます。

表 7 長寿命化を図った場合の維持・更新コスト（単位：億円）

	(a) のうち建て替え		改修	工事費総額 (a)
	対象棟数	費用	費用	
今後 40 年間	1,076	1,265	381	1,646 (約 41 億円/年)
直近 10 年間	93	17	200	217 (約 22 億円/年)

※ 金額は概算であり、予算が確定されるものではない

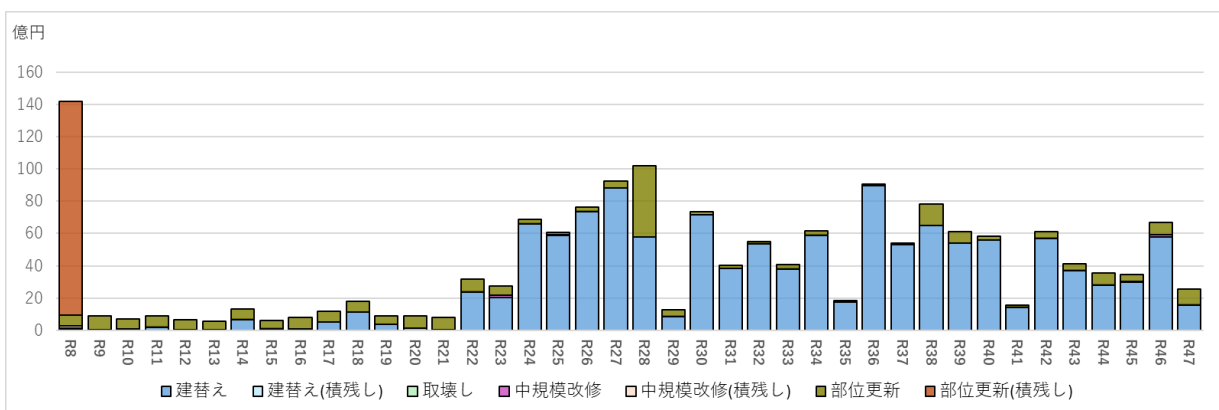


図 8 長寿命化型における事業費（試算）

なお、令和8年4月1日時点で、既に適切な改修時期が過ぎている校舎等の部位が多くあり、その改修費用は約135億円です。

校舎等の健全性を維持し長寿命化を図るためには、未処理の改修を早期に確実に実施する必要があります。事業費の平準化を考慮しつつ、未処理の改修を、建て替えの集中が始まる令和26(2044)年度以前に、10年間で年次的に解消する場合の事業費の推移は図9のようになり、令和8~17年度には約22億円/年の費用が必要です。

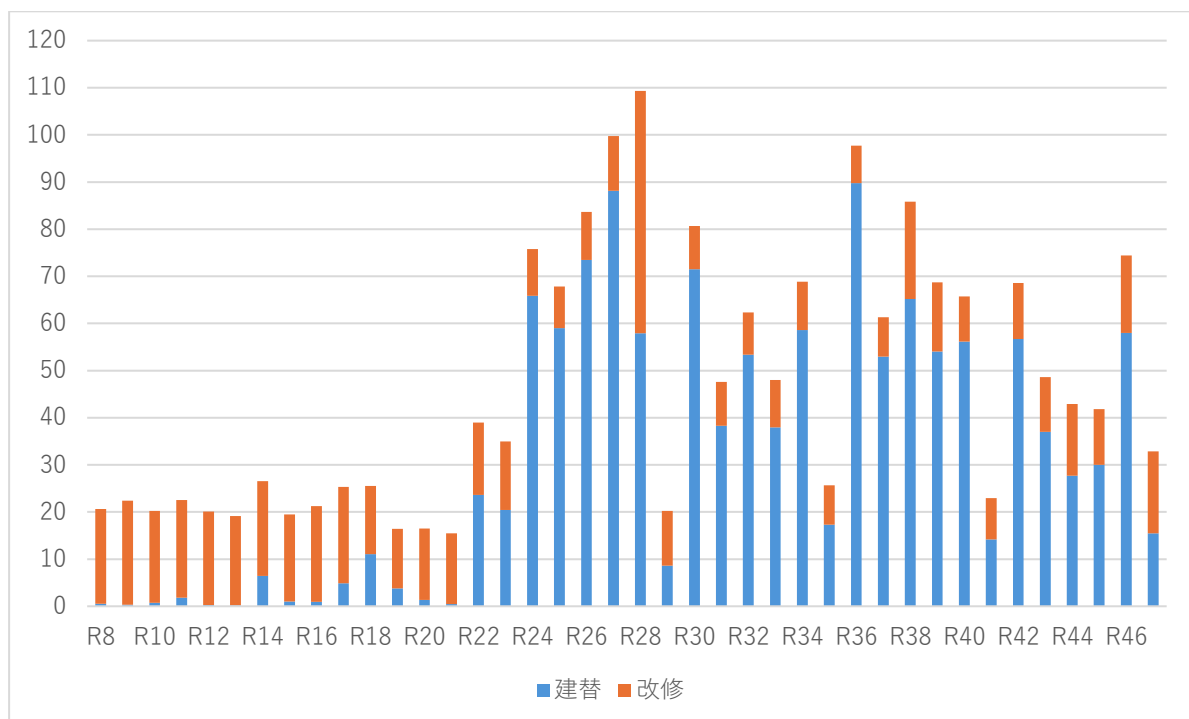


図9 校舎等の改修及び建替に要する費用  
(積み残しを10年間(R8~17)で平準化)

#### 4 学校施設整備の基本的な方針等

##### (1) 学校施設の規模・配置計画等の方針

###### ア 学校施設の長寿命化計画の基本方針

「宮崎県公共施設等総合管理計画」に掲げられた「施設類型ごとの管理に関する基本的な方針(県立学校施設)」を踏まえて次のとおりとします。

- ① 維持管理・修繕・更新等の実施方針
  - ・ 蓄積した点検・診断等の記録、工事履歴等を活用するとともに、今後の利用見込みや施設の安全性について比較検討し、維持管理・修繕・更新等の判定を行います。
- ② 安全確保の実施方針
  - ・ 大規模改修等に併せて非構造部材や設備機器等の安全対策を実施し、特に体育館等の特定施設については、早期の取組を進めます。
- ③ 耐震化の実施方針
  - ・ 主要な県立学校施設については、平成 25 年度末に耐震化が終了していますが、地震等の非常災害時には避難所としても重要な役割を担うこととなるため、内外装材・設備機器等の非構造部材についても適切に点検を実施し、必要に応じて改修を行うことで、施設の機能維持を図ります。
- ④ ユニバーサルデザイン化の推進
  - ・ 求められる多様なニーズや施設の状況も踏まえ、全ての人が安全で快適に利用しやすい施設となることを目標として、施設の更新、修繕等を行います。
- ⑤ 施設の温室効果ガス排出量の削減対策の推進
  - ・ 施設の更新、修繕等に当たっては、省エネ化や太陽光発電設備等の導入に努めることにより、施設から排出される温室効果ガスの削減対策を推進します。
- ⑥ 統合や廃止の推進方針
  - ・ 令和 3 年 3 月に策定した「宮崎県立高等学校教育整備基本方針」等を踏まえながら、県立学校における適正規模への対応等について検討します。

## イ 学校施設の規模・配置計画等の方針

### (ア) 高等学校

「宮崎県立高等学校教育整備基本方針（令和 3～令和 10 年度）」を踏まえて整備を行います。なお、同方針改定の際には、改定後の方針を踏まえて整備を行います。

### (イ) 特別支援学校

「宮崎県立特別支援学校教育整備方針（令和 4～令和 13 年度）」を踏まえて整備を行います。なお、同方針改定の際には、改定後の方針を踏まえて整備を行います。



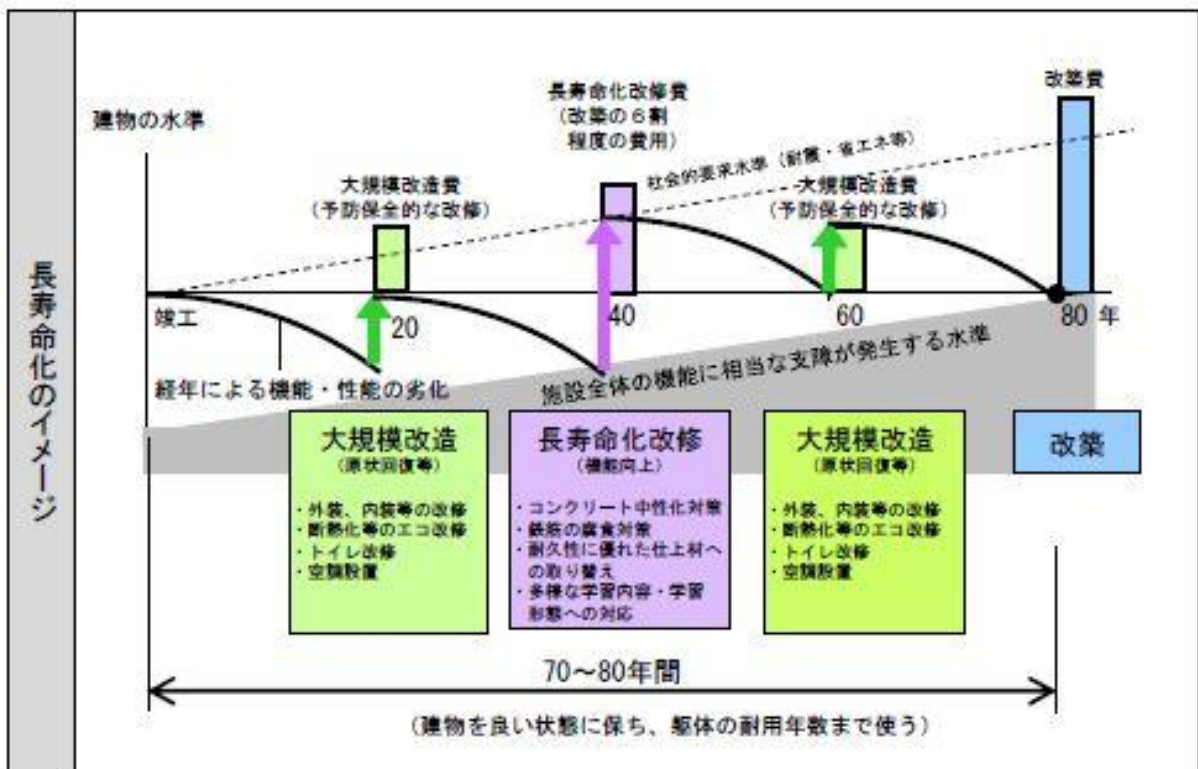


図 11 長寿命化のイメージ

(「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引」(平成 27 年 4 月、文部科学省) より)

#### イ 目標使用年数・改修周期の設定

- 「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引(平成 27 年 4 月、文部科学省)」によれば、鉄筋コンクリート造の学校施設の法定耐用年数は 47 年\*1 となっていますが、これは税制上、減価償却費を算定するためのものです。物理的な耐用年数はこれより長く、適切な維持管理がなされ、コンクリート及び鉄筋の強度が確保される場合には 70~80 年程度、さらに、技術的には 100 年以上持たせるような長寿命化も可能であるとされています。

\*1 「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)

- こうしたことを踏まえ、県立学校施設では、日常的な点検及び維持補修を適切に行うとともに、表 8 のとおりの改修周期で主要な部位の改修を行うことを前提に、目標とする使用年数を 80 年とします。
- ただし、今後の劣化状況等調査の結果等、コンクリート強度やコンクリートの中性化深さの調査結果、鉄骨造又は木造の建物の構造耐力上主要な部分である柱、梁等の腐食の進行状況調査等により、建物の長期的な使用に支障があることが判明した校舎等については、築後 80 年に満たないものであっても、建て替え又は除却を検討するものとします。

表8 「公共施設マネジメントシステム」で設定された部位ごとの改修周期

部 位		改修周期(年)
屋根	屋根防水	20
外部	外壁（木質外壁を除く）	30
内部仕上 ※	体育館等床フローリング	20
受変電	高圧受配電盤、高圧変圧器盤、高圧コンデンサ盤、高圧変圧器、高圧進相コンデンサ、高圧直列リアクトル	30
発電・静止形電源	非常用自家発電設備、太陽光発電	30
電力	制御盤、開閉器箱、分電盤	30
通信・情報	構内電話交換設備、拡声設備、テレビ共同受信設備	30
通信・情報（防災）	自動火災報知設備	30
避雷・屋外	避雷設備、屋外灯、高圧引込設備	30
空調	ボイラー、温水発生機	30
	冷凍機、冷却塔、エアコン類、全熱交換器、放熱、冷温水ポンプ等、タンク類	20
換気	換気設備	20
自動制御	自動制御盤類	30
	中央監視盤	20
給排水衛生	ポンプ、給湯ボイラー、湯沸器、プールろ過装置	20
	タンク類	30
	浄化槽	40
消火	屋内消火栓、連結送水管	30
昇降機その他	エレベーター、電動ダムウェーター	30

※ 体育館等床フローリング以外の内部仕上げについては、全面改修を行わず、劣化状況に応じた修繕を行う。

## 5 基本的な方針等を踏まえた施設整備の水準等

### (1) 改修等の整備水準

「学校施設の長寿命化改修の手引（文部科学省）」等を踏まえ、コストや、工事実施に伴う学校運営への影響を考慮して、適切な工法を選定します。

### (2) 維持管理の項目・手法等

法定点検、劣化状況等調査、日常点検を表9のとおり実施することで、建物の劣化状況を適切に把握し、校舎等な適切な維持管理に努めます。

表 9

点検の種別	内容	実施者
法定点検	建築基準法第 12 条に基づく点検、その他関係法令に基づく点検 (毎年度)	県立学校の施設管理担当職員(建築基準法第 12 条に基づく点検については、同法第 12 条の 2 第 1 項に規定する特定建築物調査員資格者である者又は同法第 12 条の 3 第 3 項に規定する建築設備検査員資格者である者、若しくは教育庁財務福利課の技術職員) ただし、必要に応じて専門業者等への委託により実施
劣化状況等調査	管理部門のある棟や屋内運動場などの主要な校舎等を対象とした劣化状況等の調査(3年に1度)	調査業務受託者である建築士事務所に所属する建築士等
日常点検	施設全体の安全性等に支障がないかを日常的に行う点検	県立学校の施設管理担当職員

## 6 長寿命化の実施計画

### (1) 改修の優先順位付けと実施計画

「公共施設マネジメントシステム」により、校舎等の建築年度、過去の改修履歴、劣化度、改築予定年度までの年数等を考慮して定まる実施計画を基本とします。

今後 10 年間における校舎等の対応について、過去の改修履歴や劣化度により改修時期に到達するものを「改修」、耐用年数により更新時期に到達するものを「建替検討」、廃止を予定しているものは「廃止」とし、事業詳細は、「[別紙] 長寿命化計画対象施設 (R8~R17)」のとおりです。

### (2) 長寿命化のコストの見通し・長寿命化の効果

長寿命化型のコストを「公共施設マネジメントシステム」により試算した結果、従来型(3(1)カ参照)に比べ、40 年間の総事業費で約 394 億円、約 19%、当初 10 年間では約 778 億円、約 78%の縮減が見込まれます。

## 7 長寿命化計画の継続的運用方針

### (1) 情報基盤の整備と活用

本計画の今後の見直し等の基礎資料とするため、「劣化状況等調査」の結果、総務部が実施した営繕工事の結果及び各県立学校において実施した修繕等の記録を「公共施設マネジメントシステム」に蓄積し、継続的に活用します。

### (2) 推進体制等の整備

県教育委員会は、県立学校施設の日常的な管理を担う各県立学校施設職員のほか、総務部と連携を密にし、劣化状況の的確な把握、学習環境の実態把握、工事の実施や技術的支援を行うとともに、一層の情報共有を図ります。

また、施設の老朽化は常に進行し、定期的な点検の実施による劣化状況の把握が重要であることから、各県立学校においては、日常的な点検に努めるとともに、県教育委員会においては、各県立学校の施設管理担当職員の意識・資質の向上を図るため、研修や技術情報の共有を行います。

### (3) 今後の課題

#### ○ 老朽化校舎等の建て替え集中への備え

本計画では、校舎等の目標使用年数を80年としますが、計画どおり80年間の使用ができたとしても、更なる先送りは技術的に困難と考えられます。また、老朽化の進行により、築後80年に満たずに建て替えが相当と判断される校舎等が生じることも想定しておく必要があります。

令和8年3月時点で、最も古い校舎は築後70年で3校4棟ですが、10年後には築後70年超の校舎等が32校132棟に及び、その後は更に増加します。校舎の建て替えを行う場合、新校舎の規模・機能の設定から、設計を経て工事完了までに、校舎規模にもよりますが、一般に5年程度を要することや対象校数が急激に増加することを考えると、可能な限り早期に、建て替えに向けた検討に順次着手する必要があると考えます。

なお、既存の校舎群において、校舎間の段差解消が困難であったり、身体に障がいのある生徒が自力で2階に上がることが困難などの問題を抱えた学校が少なくありません。また、少子化の進行等により、今後は校舎等の必要面積が大きく変化することが想定されます。こうした課題の解決は建て替えの機会をおいてほかにないため、校舎の建て替えの検討にあたっては、当該学校の校舎等全体の将来像を定めることが重要です。

#### ○ 当面の対応

校舎等の老朽化が一層進む今後は、劣化状況を継続的に把握するとともに、将来見込まれる建て替えの集中に備えて、校舎等の将来像を検討する時期が訪れることを念頭におく必要があります。

また、全ての校舎等は、保有するだけで様々なコストがかかるという認

識のもと、生徒数の減少や代替施設の整備等により、使用頻度が低下している一部の校舎等については、その必要性を十分に検討の上、可能なものは除却するなど、学校ごとの施設規模の適正管理を進める必要があります。

#### (4) フォローアップ

5年ごとに進捗状況のフォローアップを行い、その結果を踏まえ、必要に応じて長寿命化計画の見直しを行います。

また、「宮崎県公共施設等総合管理計画」、「宮崎県立高等学校教育整備基本方針」、「宮崎県立特別支援学校教育整備方針」が改定された際には、必要に応じて見直しを行います。